

「令和2年度（2020年度）農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

（ 令和3年（2021年）6月
農 政 部 ）

1 趣 旨

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、令和2年度（2020年度）における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

2 構 成

第1部 北海道農業・農村の動向

- 第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢
- 第2章 北海道農業・農村の概要
- 第3章 農業構造
- 第4章 主要農産物の生産等の動向
- 第5章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及
- 第6章 食の安全・安心と農産物の流通・加工
- 第7章 農業経営の動向
- 第8章 農業関係団体の動き
- 第9章 活力ある農村と道民理解

第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策

- I 施策の基本方針と施策の重点
- II 農業・農村の振興に関して講じた施策

3 概 要

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により景気が急速に悪化し、国の緊急経済対策等の効果による持ち直しの動きがみられるものの、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまった。
- ・ 外食需要の減少などによる和牛肉の卸売価格などへの影響や、学校の休校により給食用の牛乳乳製品需要が減少し、長期保存できるバターや脱脂粉乳に加工する生乳の量が増加するなどの影響が見られた。
- ・ 外国人の入国制限により、来日を予定していた外国人材の入国者数が大幅に減少し、労働力確保への影響が懸念されたため、他産業からの人材確保などの取組が行われた。

○ 国際貿易交渉の動き

- ・ EU離脱後の英国との間で令和2年(2020年)6月9日に日英EPAの交渉が開始され、10月23日の署名を経て、令和3年(2021年)1月1日に協定が発効。
- ・ ASEAN10か国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド及びインドの16か国によるRCEP協定は、令和2年(2020年)11月15日の第4回首脳会議でインドを除く15か国が署名。今後、各国において、国内手続きが進められ、ASEAN10か国のうち少なくとも6か国及びASEAN以外の署名国の少なくとも3か国の批准、受諾又は承認により発効する。

○ 農政の新たな動き

- ・ 道は、令和3年(2021年)3月に「第6期北海道農業・農村振興推進計画」を策定。おおむね10年後の農業・農村の「めざす姿」を「多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村」として提示し、その実現に向けて、「持続可能で生産性が高い農業・農村」、「国内外の需要を取り込む農業・農村」、「多様な人材が活躍する農業・農村」、「道民の理解に支えられる農業・農村」の4つの柱で体系化した施策を総合的かつ計画的に推進することとした。
また、今回新たに、総合振興局・振興局等ごとに地域農業・農村の「めざす姿」を示し、その実現に向けて様々な取組を地域ぐるみで進めていくこととした。
- ・ 道は、令和2年(2020年)7月14日、花き産業の持続的な発展と花きを活用した道民の豊かで健康な生活の実現を目的とする「北海道花きの振興に関する条例」を公布。道民が花きに対する関心を深め、日常生活で花きを積極的に活用する機運を高めるため、8月7日を「北海道花の日」と定めた。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- ・ 令和2年(2020年)の1経営体当たりの経営耕地面積は30.2haで都府県平均の13.7倍、乳用牛飼養1経営体当たりの飼養頭数は146.3頭で同2.4倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(令和2年(2020年)) (単位: ha、頭)

| 区分 | 北海道(A) | 都府県(B) | (A)/(B)(倍) |
|------------------|--------|--------|------------|
| 経営耕地面積(1経営体当たり) | 30.2 | 2.2 | 13.7 |
| 乳用牛飼養頭数(1経営体当たり) | 146.3 | 61.9 | 2.4 |

- ・ 令和元年(2019年)の農業産出額は1兆2,558億円で、全国に占める割合は14.0%。乳用牛5,006億円(全国シェア53.5%)、野菜1,951億円(同9.1%)が都道府県別で第1位と、主要部門の多くで上位を占める。

第3章 農業構造

○ 農業経営体数と就業構造

- 令和2年(2020年)の農業経営体数は3万4,913経営体で、前年に比べ7.4%減少。このうち本道農業の大宗を占める個人経営体の主業経営体の割合は71.7%。
- 令和2年(2020年)の個人経営体の基幹的農業従事者数は7万643人で、年齢階層別では、65歳以上の割合が40.5%。

■ 農業経営体数と基幹的農業従事者数の推移 (単位：経営体、人、%)

| 区 分 | 北 海 道 | |
|------------------|------------|--------|
| | H31年 | R2年 |
| 農業経営体数 | 37,700 | 34,913 |
| うち 個人経営体数 | (35,100) | 30,566 |
| うち 主業経営体数 | (24,900) | 21,910 |
| 構成比 | (70.9) | 71.7 |
| 基幹的農業従事者数(個人経営体) | (81,900) | 70,643 |
| うち 65歳以上 | (33,900) | 28,630 |
| 構成比 | (41.4) | 40.5 |

注1：平成31年の数値は「農業構造動態調査」で、標本抽出調査による推定値。令和2年の数値は「2020年農林業センサス」で全数調査結果値である。

2：一戸一法人について、平成31年までは個人経営体に含まれているが、令和2年から法人経営体に含まれており、時系列比較できないことから平成31年は()書きとした。

○ 農業の担い手の動向

- 令和2年(2020年)3月末現在の認定農業者数は、高齢化の進行による離農などに伴い、前年より763経営体減少し2万8,978経営体となる一方、そのうちの法人の数は3,511法人と、近年増加傾向で推移。
- 令和2年(2020年)1月現在の農地所有適格法人数は、3,716法人と増加傾向で推移。農産物の加工・販売や農作業の受託などの関連事業に取り組む農地所有適格法人は、令和2(2020年)年1月現在で918法人と全体の2割を占める。
- 新規就農者は、平成22年(2010年)以降、減少傾向で推移。令和元年(2019年)は454人で、このうち新規学卒就農者は151人、Uターン就農者は191人、新規参加者は112人。
- 道では、令和3年(2021年)3月、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化の促進を図る「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」を改定。

○ 営農支援組織

- 令和2年(2020年)3月末現在の農作業を請け負うコントラクター数は335組織と、前年より5組織増加。
- 良質な粗飼料を安定的に供給するTMRセンターも増加しており、令和2年(2020年)3月末現在で83組織。酪農ヘルパー利用組合は、令和2年(2020年)8月現在で86組織と、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に存在。

○ 担い手への農地の集積・集約化

- ・ 認定農業者等の担い手に集積された農地面積は、令和元年度(2019年度)で104万7千haとなり、耕地面積に占める割合は91.5%で、前年度に比べ0.5ポイント増加。

第4章 主要農産物の生産等の動向

○ 稲作

- ・ 令和2年産(2020年産)の米の作付面積は10万2,300ha。作況指数は近年では最も高い106の「良」、収穫量は59万4,400トンで、面積は前年産に比べ700ha減少したものの6,300トン増加。
- ・ 米の食味ランキングで「ゆめぴりか」、「ななつぼし」、「ふっくりんこ」が最高ランクである「特A」を獲得するなど、北海道米は全国的にも高い評価を得ている。

○ 畑作

- ・ 近年、小麦の作付面積は12万ha台で推移しており、令和2年産(2020年産)は12万2,200ha。日照不足などの影響により、収穫量は62万9,900トンで、作柄の良かった前年産に比べ4万7,800トン減少。
- ・ 大豆の作付面積は近年増加傾向にあったが、平成30年産(2018年産)からやや減少し、令和2年産(2020年産)は3万8,900ha、収穫量は9万3,000トンで、前年産に比べ4,600トン増加。
- ・ 馬鈴しょの作付面積は減少傾向で推移し、令和2年産(2020年産)は4万8,100haと前年産より1,500ha減少。作柄及びでん粉価は平年並みとなり、収穫量は173万2,000トンで、作柄が良かった前年に比べ15万8,000トン減少。
- ・ てん菜の作付面積は減少傾向で推移しているが、令和2年産(2020年産)は5万6,800haとほぼ前年並。作柄は108の「良」となったものの、収穫量は391万2,000トンで、過去最高の令和元年度(2019年産)に次ぐ豊作。根中糖分は平年並みの16.4%で、産糖量は約63万トンの見込み。

■ 主な農産物の作付面積・収穫量の推移 (単位：ha、トン、%)

| 区分 | 作付面積 | | | 収 穫 量 | | |
|------|---------|---------|-------|-----------|-----------|-------|
| | R1年産 | R2年産 | 増減率 | R1年産 | R2年産 | 増減率 |
| 水 稻 | 103,000 | 102,300 | ▲ 0.7 | 588,100 | 594,400 | 1.1 |
| 小 麦 | 121,400 | 122,200 | 0.7 | 677,700 | 629,900 | ▲ 7.1 |
| 大 豆 | 39,100 | 38,900 | ▲ 0.5 | 88,400 | 93,000 | 5.2 |
| 馬鈴しょ | 49,600 | 48,100 | ▲ 3.0 | 1,890,000 | 1,732,000 | ▲ 8.4 |
| てん菜 | 56,700 | 56,800 | 0.2 | 3,986,000 | 3,912,000 | ▲ 1.9 |

○ 園芸

- ・ 野菜の作付面積はおおむね横ばいで推移し、令和元年(2019年)は5万2,872haと前年より640ha増加。農業産出額は1,951億円で、前年に比べ320億円減少。

- ・ 切花類の作付面積は減少傾向で推移し、令和元年(2019年)は455haと前年より8ha減少、出荷量も1億1,780万本で前年より2.2%減少。鉢ものを含む花き全体の農業産出額は128億円で、前年に比べ3億円減少。
- ・ 道では、令和3年(2021年)3月、令和12年度(2030年度)を目標とする2期目の「北海道花き振興計画」を策定し、「北海道花の日(8月7日)」を中心に、道産花きの生産振興と需要拡大に取り組むこととした。
- ・ 果樹の栽培面積は、りんごとおうとうがほぼ横ばいで推移するものの、ぶどうが増加傾向にあり、令和元年(2019年)は3,040haと前年より20ha増加。農業産出額は71億円で、前年に比べ17億円増加。醸造用ぶどう産地としての注目度が高まっており、令和3年(2021年)3月現在で道内のワイナリー数は10年前の約3倍の47か所。
- ・ 道では、令和3年(2021年)3月、令和12年度(2030年度)を目標とする「北海道果樹農業振興計画」を策定し、道産果実のブランド力の強化や果樹農業振興に向けた取組を展開することとした。

○ 畜産

- ・ 令和2年度(2020年度)の生乳生産量は天候に恵まれたことや、増産に向けた生産基盤強化対策の実施などにより過去最高の416万トンとなり、前年に比べ7万トン増加し、昨年に引き続き400万トンの大台を達成。
- ・ 令和元年(2019年)の牛肉の枝肉生産量は、全国1位の9万1,400トン(全国シェア19.5%)。品種別生産量は、肉専用種が6,900トン(同3.2%)で、乳用種が8万4,500トン(同33.5%)となっており、道内生産量の92%が乳用種。
- ・ 道では、令和3年(2021年)3月に、令和12年度(2030年度)までを計画期間とする「第8次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」を策定し、経営体質の強化を図るとともに、生産体制の強化や需要の創出を進め、地域経済社会の活性化にも貢献できる強固な産業を目指すこととした。また、「第10次北海道家畜改良増殖計画」を策定し、各家畜の改良目標に即した効率的な改良増殖を推進することとした。

○ GAP(農業生産工程管理)

- ・ JGAPやASIAGAPといった国際水準GAPの認証取得に取り組む経営体が増加しており、令和3年(2021年)3月末現在、JGAPとASIAGAPでは、339経営体が認証を取得。

○ 環境と調和した農業生産

- ・ YES!clean表示制度に取り組む登録生産集団は、令和3年(2021年)3月末現在で234集団となり、水稻、馬鈴しょ、トマト等の50作物を生産。
- ・ 有機JASほ場の面積は、平成31年(2019年)4月1日現在で、2,614haと全国の24%。
- ・ 道では、令和3年(2021年)3月に、令和12年度(2030年度)までを計画期間とする「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を策定し、自給飼料基盤の立脚した環境負荷の少ない畜産や耕畜連携の強化などを推進することとした。

第5章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- ・ 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農村の地域資源が有機的に結びつき、良好な状態に保たれることで、農業・農村が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、農業生産基盤の整備とともに、農地の保全や農業用施設の管理、農村地域の生活環境整備などを推進。
- ・ 農業生産基盤の整備では、競争力のある力強い農業を目指した水田や畑地の整備、農業水利施設等の長命化対策や国土強靱化、飼料自給率の向上を目指した草地整備などを推進。

○ 農業技術の開発・普及

- ・ 道総研農業研究本部等は、令和2年度(2020年度)の研究成果として、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種であり「男爵薯」の置き換えが期待される馬鈴しょの新品種「北育28号」や耐倒伏性に優れた小豆の新品種「十育170号」等を開発。
- ・ 新技術では、水稻の直播向け良食味品種「えみまる」の栽培指針の策定やコムギなまぐさ黒穂病の防除技術、無加温パイプハウスを用いた野菜の周年生産技術、メッシュ農業気象データを利用した全道統一モデルによるチモシー1番草出穂予測システム等を開発。
- ・ 道内では、大規模経営を中心にGNSSガイダンスシステムを用いたトラクター等の導入が進んでおり、国内向けの約8割が本道に出荷される状況。道では、地域におけるスマート農業技術の社会実装の加速化に向けて、最新技術の情報収集や実証成果などの情報発信、専門知識を有する指導人材の育成などの取組を実施。

第6章 食の安全・安心と農産物の流通・加工

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- ・ 本道から海外に輸出された農産物等は、令和2年(2020年)で総額55億円と、前年から15億円増加。
- ・ 品目別では、たまねぎが14億4,800万円と最も高く、ながいもが11億3,200万円、LL牛乳などのミルク・クリームが11億1,900万円、米が5億2,000万円、豚肉が4億7,700万円と、この5品目で輸出総額の約85%を占めている。

○ 地域資源を活かした6次産業化の推進

- ・ 平成30年度(2018年度)の農業生産関連事業体数は3,470件と全国の5.6%。取組内容は農産物の加工や農産物直売所が多い。また、年間販売総額は1,548億円と全国の7.4%。
- ・ 6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等から「北海道6次産業化サポートセンター」への相談件数は、令和2年度(2020年度)で延べ531件。相談者は農業、畜産業の順が多い。

第7章 農業経営の動向

○ 営農類型別農業経営の動向

- 令和元年(2019年)の水田作経営の1経営体当たりの農業粗収益は、1,559万円。農業経営費は、1,276万円。農業所得は283万円となった。
- 令和元年(2019年)の畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は、4,609万円。農業経営費は、3,370万円。農業所得は1,239万円となった。
- 令和元年(2019年)の酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は、8,842万円。農業経営費は、7,278万円。農業所得は1,564万円となった。

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり) (単位:千円、%)

| 区 分 | 水田作経営 | | 畑作経営 | | 酪農経営 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H30年 | R1年 | H30年 | R1年 | H30年 | R1年 |
| 農業所得 | 5,454 | 2,833 | 12,080 | 12,392 | 20,488 | 15,635 |
| 農業粗収益 | 16,751 | 15,594 | 36,638 | 46,093 | 94,014 | 88,415 |
| 農業経営費 | 11,297 | 12,761 | 24,558 | 33,701 | 73,526 | 72,780 |
| 農業所得率 | 32.6 | 18.2 | 33.0 | 26.9 | 21.8 | 17.7 |

注：令和元年の調査結果は、調査対象区分の見直しを行っていることから、平成30年までの調査結果とは時系列比較できない。

第8章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合

- 令和3年(2021年)3月末現在の総合農協数は104組合。
- 道内の農業協同組合では、信用事業を取り巻く情勢や農協改革への対応等を踏まえた持続的な事業運営のあり方を検討しており、経営基盤の強化を図るための合併が進められ、令和2年度は、留萌管内4組合、宗谷管内2組合、十勝管内2組合がそれぞれ合併。

○ 農業共済組合

- 令和3年(2021年)3月末現在の農業共済組合数は5組合。
- 農業者ごとの農業収入全体に着目した新たなセーフティーネットとして、平成31年(2019年)1月から開始された「収入保険制度」の加入者は、令和2年(2020年)において2,053件、前年より684件の増加。

○ 土地改良区

- 令和2年(2020年)3月末現在の土地改良区数は73区で、改正土地改良法に基づく組織運営基盤の強化を推進。

○ 農業委員会・農業会議

- 令和2年(2020年)10月1日現在の農業委員会数は、169市町村に170委員会が設置。また、農業委員数は前年に比べ5人減少の2,398人。農地利用最適化推進委員数は、前年と同じ105人。

第9章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

- ・ 多面的機能支払交付金の支援により、令和2年度(2020年度)は、152市町村の741組織で農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全などの共同活動を実施。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、令和2年度(2020年度)は、98市町村で310の協定が締結され、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、外部人材確保など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ グリーン・ツーリズム関連施設は、令和2年(2020年)で2,556件。道内各地で美しい農村景観や地場農産物等を活用し来訪者のニーズに応える多様な取組を実施。
- ・ さらに幅広い視点でグリーン・ツーリズムを捉え、農林漁業者を含む多様な主体が地域ぐるみで連携して、農山漁村の豊かな自然やおいしい食、農林漁業や地域の歴史・文化などを提供する取組を「農村ツーリズム(農たび・北海道)」として推進。

○ 愛食運動の展開

- ・ 令和2米穀年度(令和元年(2019年)11月～令和2年(2020年)10月)の北海道米の道内食率は88%となり、9年連続で目標の85%を達成。
- ・ 国は、令和元年(2019年)10月に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、食品ロスの削減を推進。道では、食品ロスの削減に取り組む道内の飲食店等を協力店として登録する「どさんこ食べきり協力店制度」を令和2年(2020年)2月に創設し、令和3年(2021年)3月には、令和12年(2030年)までを計画期間とする「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減の取組を一層推進。

○ 農業・農村への道民理解

- ・ 道は、令和3年(2021年)3月末現在で、都市住民との交流活動に意欲的な農業者が営む806の農場を「ふれあいファーム」として登録。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

令和2年度(2020年度)においては、第5期北海道農業・農村振興推進計画の6つの施策の推進方針に即して、本計画に掲げている生産努力目標の達成に向けて、次の施策を総合的に推進。

1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

- ・ 農業・農村が果たしている役割等の道民理解を促進するため、農業者等が行う体験活動など道民の理解を深めるための取組や農業・農村ふれあいネットワークが展開する道民とのコンセンサスづくりの活動を支援。

2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

- ・ 国際水準GAPの認証取得を促進するため、農業者向け研修会の開催や産地指導者育成による指導体制の整備、農業者等のGAP認証取得費用の支援を実施。
- ・ 道産日本酒の国内外での販路拡大に向けて、北海道らしい日本酒を造るための酒米の生産振興や、道産日本酒のブランド力強化に向けた取組を総合的に実施。
- ・ 畑作産地の労働力不足に対応するため、馬鈴しょやてん菜の省力的作業体系の導入や単収向上のための新技術の導入、種馬鈴しょの生産性向上の取組等を支援。
- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援。
- ・ ワイン用ぶどうの生産拡大と品質向上を図るため、関係団体等と連携し、苗木確保や栽培技術の向上などの取組を実施。
- ・ 畜産の生産基盤を強化し、地域ぐるみで収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ クリーン農業の普及拡大を図るため、地域の気候等に即した技術指導やYES!clean表示制度の効果的な展開を支援。
- ・ 北海道における有機農業の拡大を促進するため、新たな販路の開拓や消費者の理解醸成に向けた取組を実施。

3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

- ・ 6次産業化を推進するため、地域におけるネットワークづくりや「北海道6次産業化サポートセンター」の運営、必要な加工・販売施設の整備などを支援。
- ・ 国内外から選ばれる牛肉づくりに向けた生産・流通基盤の強化を図るため、道産牛肉の知名度向上に取り組むとともに、和牛の飼養管理技術の向上を図る取組を支援。
- ・ チーズの製造技術の継承と地域の特色あるチーズ文化の維持・向上を図るため、チーズ工房の担い手確保対策を実施。
- ・ 「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に基づき道産農畜産物の輸出拡大を図るため、生産の安定化や輸出支援体制の強化、北海道ブランドの浸透や市場拡大などの取組を総合的に実施。

4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ 次代の本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者等を育成・確保するため、公益財団法人北海道農業公社において、きめ細かな担い手対策を総合的に実施。
- ・ 酪農の担い手を安定的に確保し、新規就農者が安心して意欲的に営農できる環境づくりを推進するため、就農初期の新たな環境での不安解消や技術支援などに向けたサポート体制の充実に向けた取組を実施。
- ・ 雇用就農を促進するため、農業経営者に対する労働環境改善への機運醸成の取組と併せ、求職者に対する雇用就農への理解と興味を深める取組を実施。
- ・ 担い手を支える雇用人材の確保を図るため、誰にとっても働きやすい環境づくりの推進に加え、地域の多様な人材の活躍に向けた農業体験や農福連携などの取組のほか、外国人材の受入れに関する制度の普及啓発などを実施。
- ・ 農業経営の法人化を推進するため、関係機関・団体と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断及び経営課題のテーマに応じた専門家の派遣・巡回指導などの支援の取組を実施。
- ・ 経営資源を持つ農外企業の農業参入、地域農業者や農業協同組合等との有機的なつながりを構築するため、マッチング支援やフォローアップを実施。

5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

- ・ 農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産し、農業の競争力を強化するため、道と市町村が連携して農家負担の軽減に取り組みながら、農作業の省力化を図るほ場の大区画化や農地の排水性強化のための暗渠排水、水管理の省力化に向けた用水施設等の整備を推進。
- ・ 担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理機構が行う農地の貸借と売買の取組を支援。
- ・ スマート農業を推進するため、営農技術体系の検討・検証やICT等を活用した牧草の生産技術実証、普及指導員等の指導力強化、道立農業大学の体制強化の取組などを実施。

6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るため、地域の共同活動や中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。
- ・ 令和元年8月の棚田地域振興法の施行を受け、棚田地域の振興に取り組む地域に対し、指定棚田地域振興活動計画の作成等に必要な調査を緊急的に支援。
- ・ 農村地域の所得向上や交流・関係人口の増加による活性化を図るため、農村ツーリズムに関する取組事例の発信やセミナーを開催。